

物 品 供 給 契 約 書 (案)

供給物品の表示 C S Lベーリング ピリヴィジエン10%静注 20g／200mL
外80品目 (単価契約) (内訳別紙のとおり)

代 金 額 金 別紙内訳書のとおり 円也

(うち消費税額及び地方消費税額 別紙内訳書のとおり 円)

消費税額及び地方消費税額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た金額である。

発注者 国立大学法人浜松医科大学 理事 河本 雅弘（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で次の条項により供給契約を締結するものとする。

第1条 乙は、甲に対し別紙仕様書に基づいて物品の供給を行うものとする。

第2条 物品は甲が指定する日時に指定する数量を、浜松医科大学医学部附属病院指定場所に納入するものとする。

第3条 契約期間は、令和7年5月1日から令和8年3月31日までとする。

第4条 乙は、納品書を納入の都度浜松医科大学病院経営戦略課へ送付するものとする。

第5条 乙は、納入した物品につき、毎月末をもって締め切った数量に契約単価を乗じた金額の請求書を納入した月の翌月以降に浜松医科大学病院経営戦略課に送付するものとする。

第6条 甲は、適法な請求書を受理後、代金を支払うものとする。

第7条 乙は、物品納入の遅延、不適格品の納入、その他契約に不履行があった場合はこれによつて生じた損害について一切の責任を負うものとする。

第8条 契約保証金は、免除する。

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の書面による承諾を得ずして、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

第10条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約期間全体の支払総金額（本契約締結後、代金額の変更があった場合には、変更後の代金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合な

ど甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第11条 乙は業務上知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。

第12条 乙は前項の注意義務を怠り、または違反したことによって、甲に損害を与えたときは損害賠償の責を負うものとする。

第13条 定価の改定等、社会・経済情勢における事情変更により、契約金額の改定の必要が生じた場合には、甲乙間において協議の上、契約金額の改定を行うことができるものとする。

第14条 この契約について必要な細目は、国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等細則によるものとする。

第15条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第16条 この契約に関する訴えの管轄は、浜松医科大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所浜松支部とする。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し甲乙各1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

甲 浜松市中央区半田山一丁目20番1号
国立大学法人浜松医科大学
理事 河本雅弘

乙

内 訳 書

品 名	規格・包装	単位	契約単価
			()
			()
			()
			()
			()

*契約単価のうち消費税額及び地方消費税額は()内に示すものとする。

(消費税法第28条第1項及び29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約単価に110分の10を乗じて得た額である。)

医薬品供給仕様書

医薬品の供給については、本仕様書によるものとする。

1. 供給する医薬品は、製造後6ヶ月以内（有効期限1年以内のものは製造後3ヶ月以内）のものとし、同一の製造ロット番号によるものとする。ただし、甲が認めた場合はこの限りではない。
2. 供給物品の外装が破損または汚損したものは、納入しないものとする。
3. 不良品等については、代替品を納入するものとする。
4. その他、不明な点は係員の指示によるものとする。